

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件)

第八条 省 略

2 省 略

3 法第十一条第一項に規定する政令で定める日は、令和七年八月三十一日とする。

4 5 6 省 略

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

改 正 前

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件)

第八条 同 上

2 同 上

3 法第十一条第一項に規定する政令で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

4 5 6 同 上